する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいうこととした。（第二条第四項関係）

㈡　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が消費生活用製品の通信販売に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能等を有するものをいうこととした。（第二条第八項関係）

㈢　この法律（第二章の二等を除く。）において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとすることとした。（第二条第一〇項関係）

2　使用年齢基準

主務大臣は、子供用特定製品について、主務省令で、その使用に適した年齢に関する基準を定めなければならないこととした。（第三条第二項関係）

3　事業の届出

特定輸入事業者は、日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者の氏名等を主務大臣に届け出ることができることとした。（第六条関係）

4　使用年齢基準適合義務等

㈠　届出事業者は、その製造等に係る特定製品が子供用特定製品である場合には、当該子供用特定製品について、使用年齢基準に適合するようにしなければならないこととした。（第一二条の二第一項関係）

㈡　届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造等に係る子供用特定製品にその使用に適した年齢その他のその使用に関して注意を促すための主務省令で定める文言を表示しなければならないこととした。（第一二条の二第二項関係）

5　危害防止要請

取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請について所要の規定を設けることとした。（第三二条の三及び第三九条の二関係）

二　ガス事業法の一部改正関係

1　定義

㈠　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場がガス用品の通信販売に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能等を有するものをいうこととした。（第一三七条第三項関係）

㈡　この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者等に引き取らせる行為が含まれるものとすることとした。（第一三七条第五項関係）

2　事業の届出

特定輸入事業者は、日本国内においてその輸入に係るガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者の氏名等を経済産業大臣に届け出ることができることとした。（第一四〇条関係）

3　災害防止要請

取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請について所要の規定を設けることとした。（第一五七条の三関係）

三　電気用品安全法の一部改正関係

1　定義

㈠　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が電気用品の通信販売に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能等を有するものをいうこととした。（第二条第三項関係）

㈡　この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとすることとした。（第二条第五項関係）

2　事業の届出

特定輸入事業者は、日本国内においてその輸入に係る電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者の氏名等を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第三条関係）

3　危険等防止要請

取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請について所要の規定を設けることとした。（第四二条の七関係）

四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正関係

1　定義

㈠　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が液化石油ガス器具等の通信販売に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能等を有するものをいうこととした。（第二条第九項関係）

㈡　この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者等に引き取らせる行為が含まれるものとすることとした。（第二条第一一項関係）

2　事業の届出

特定輸入事業者は、日本国内においてその輸入に係る液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者の氏名等を経済産業大臣に届け出ることができることとした。（第四一条関係）

3　災害防止要請

取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請について所要の規定を設けることとした。（第六七条関係）

五　附則関係

所要の経過措置について定めることとした。（附則第二条～第六条関係）

六　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月以内の政令で定める日から施行することとした。

---

**◇子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律**（法律第六八号）（こども家庭庁）

1　題名等

㈠　題名の改正

子どもの貧困対策の推進に関する法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改めることとした。

㈡　目的の改正

この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈢　定義の改正

この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいうこととした。（第二条関係）

㈣　基本理念の改正

(1)　基本理念として、次の事項を新設することとした。（第三条第二項及び第四項関係）

イ　こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならないこと。